

道路交通法施行規則の改正による普通自動車第二種免許等に係る
教習時限の見直しに伴う教育訓練給付金支給対象教育訓練指定要領の特例

第1 趣旨

本要領は、本要領の適用の日前の教育訓練給付金支給対象教育訓練指定要領（以下「指定要領」という。）第1に規定する指定基準に該当するものとして、現に一般教育訓練又は特定一般教育訓練（以下「一般教育訓練等」という。）として指定を受けている普通自動車第二種免許、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許の教習講座であって、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部改正（令和7年9月1日施行）に伴い、同日から令和8年3月31日までの間に総訓練時間が見直されるもの（総訓練時間の見直しに伴い訓練期間若しくは教育訓練経費又はその双方が見直されるものを含む。以下「特例対象講座」という。）に関し、指定要領の特例を定めるものとする。

第2 特例対象講座の取扱い

- 1 特例対象講座については、教育訓練施設責任者は、指定要領の第2の2（1）③の規定にかかわらず、変更の申請を行うことを要しないものとする。この場合において、特例対象講座は、総訓練時間（訓練期間若しくは教育訓練経費又はその双方を含む。）の見直しが行われた日から令和8年3月31日（指定の有効期間の満了日が同日前である特例対象講座については当該満了日）までの間は、指定要領第1に規定する指定基準に該当するものとして一般教育訓練等としての指定を受けているものとみなす。
- 2 前項の後段の規定により、一般教育訓練等としての指定を受けているものとみなされた特例対象講座のうち、指定の有効期間の満了日が令和8年4月1日以降であるものについては、教育訓練施設責任者が、厚生労働省が定める申請期間中に、別添様式を厚生労働省へ提出することにより、指定要領の第2の2（1）③に定める変更の申請が行われたものとみなす。

第3 適用期日

本要領は、令和7年9月1日から適用すること。